



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
<b>○ 規則</b>		
*48 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(環境生活総務課)	1
*49 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	( " )	28
<b>○ 告示</b>		
722 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度経営状況	(管財課)	32
723 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防保安課)	33
724 平成21年度地籍調査事業計画の一部変更	(地域政策課)	34
*725 平成15年和歌山県告示第1100号(屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物)の一部改正	(環境生活総務課)	35
726 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課)	35
727 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)	36
728 生活保護法による医療機関の指定	( " )	36
729 三谷井土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課)	37
730 日置川土地改良区の役員の就退任	( " )	37
731 木材業者等の登録	(林業振興課)	38
732 道路の区域変更	(道路保全課)	38
733 道路の供用開始	( " )	39
734 道路の位置の指定	(都市政策課)	39
<b>○ 選挙管理委員会告示</b>		
86 政治団体の届出事項の異動の届出		39
87 政治団体の解散の届出		39
88 政治団体の収支報告書の要旨		40
89 政治団体の設立の届出		46
90 資金管理団体の届出		46
*91 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程		46

## 規 則

### 和歌山県規則第48号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県立自然公園条例施行規則(昭和35年和歌山県規則第32号)の一部を次のように改正する。

第9条から第20条までを次のように改める。

(公園事業の執行の同意又は認可)

第9条 条例第10条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第10条 条例第10条第4項の同意又は認可の申請は、県立自然公園事業執行同意(認可)申請書(別記第1号様式)を提出する方法をもって行うものとする。

2 条例第10条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 第8条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、その施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあっては、その施行の予定期間

3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあっては、定款又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類  
その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (12) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書  
(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第11条 条例第10条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 第10条第2項第2号及び第3号に掲げる事項  
(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第12条 条例第10条第7項の規定による変更の同意又は認可の申請は、県立自然公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書(別記第2号様式)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第10条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第10条第3項第3号及び

第4号に掲げる書類のほか、変更に係る第10条第3項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第13条 条例第10条第9項の規定による届出は、県立自然公園事業の内容の軽微な変更届（別記第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

（承継の同意又は承認の申請）

第14条 条例第12条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の法人の合併（分割）による県立自然公園事業の承継同意（承認）申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第10条第3項第3号及び第4号に掲げる書類に限る。

- (1) 合併法人等の定款又は規約及び登記事項証明書
- (2) 第10条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第12条第2項の規定による相続の承認の申請は、相続による県立自然公園事業の承継申請書（別記第5号様式）を提出して行うものとする。

4 前項の相続による県立自然公園事業の承継申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第10条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類
- (2) 被相続人との続柄を証する書類
- (3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の休廃止の届出）

第15条 条例第13条の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の1月前までに、県立自然公園事業の休止（廃止）届（別記第6号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の県立自然公園事業の休止（廃止）届には、第10条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添付するものとする。

（同意又は認可の失効の届出）

第16条 条例第14条第2項の規定による届出は、県立自然公園事業の執行同意（認可）失効届（別記第7号様式）を提出して行うものとする。

2 前項の県立自然公園事業の執行同意（認可）失効届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第10条第3項第3号及び第4号に掲げる書類
- (2) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

第17条から第20条まで 削除

第22条第1項中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項第9号を削り、同項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 特別地域内高山植物等（木竹又は木竹以外の植物）の採取（損傷）許可申請書（別記第19号様式の2）

第22条第1項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (12) 特別地域内動物の放出（家畜の放出を含む。）許可申請書（別記第24号様式の4）

第22条第1項中第10号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 特別地域内木竹以外の植物の植栽（播種）許可申請書（別記第24号様式の2）

第22条の2第1項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に、「第13条第4項」を「第20条第4項」に改め、同条第2項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に、「昭和50年4月1日」を「その他の者であって、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「第13条第3項の規定」を「第20条第3項の規定」に改め、同条第3項及び第4項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同条第5項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に、「第13条第3項の規定」を「第20条第3項の規定」に、「第13条第5項」を「第20条第5項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同条第9項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同項第7号イ中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条第10項から第12項までの規定中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同条第13項中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第22条の2第13項第2号中オをカとし、アからエまでをイからオまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

第22条の2第14項中「第13条第3項第2号」を「第20条第3項第2号」に改め、同条第26項中「第13条第3項各号」を「第20条第3項各号」に改め、同項第3号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同項を同条第29項とし、同条第25項中「第13条第3項各号」を「第20条第3項各号」に改め、同項を同条第28項とし、同条第24項中「第13条第3項第12号」を「第20条第3項第15号」に改め、同項を同条第27項とし、同条第23項中「第13条第3項第11号」を「第20条第3項第14号」に改め、同項を同条第26項とし、同項の前に次の2項を加える。

24 条例第20条第3項第11号に掲げる行為に係る同条第4項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。

- (1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 災害復旧のために行われるものであること。

25 条例第20条第3項第13号に掲げる行為に係る同条第4項の規則で定める基準は、第23項第1号の規定の例によるほか、条例第20条第3項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第22条の2第22項中「第13条第3項第9号及び第10号」を「第20条第3項第10号及び第12号」に改め、同項を同条第23項とし、同条第21項中「第13条第3項第8号」を「第20条第3項第9号」に改め、同項を同条第22項とし、同条第20項中「第13条第3項第7号」を「第20条第3項第8号」に改め、同項を同条第21項とし、同条第19項中「第13条第3項第6号」を「第20条第3項第7号」に改め、同項第2号中「(昭和45年法律第137号)」を削り、同項を同条第20項とし、同条第18項中「第13条第3項第5号」を「第20条第3項第6号」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「第13条第3項第4号」を「第20条第3項第5号」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同項第1号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第13条第5項」を「第20条第5項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項の次に次の1項を加える。

15 条例第20条第3項第3号に掲げる行為に係る同条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においては、その目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第23条中「第13条第8項第3号」を「第20条第8項第3号」に改め、同条第6号中「第13条第3項」を「第20

条第3項」に改め、同条第11号の2中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第11号の4の次に次の1号を加える。

(11) の5 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第23条第17号の次に次の16号を加える。

(17) の2 宅地の木竹を損傷(条例第20条第3項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。

(17) の3 自家用のために木竹を損傷すること。

(17) の4 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の5 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の6 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の7 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(17) の8 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の9 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の10 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の11 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の12 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(17) の13 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(17) の15 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17) の16 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

(17) の17 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第23条第27号の13中「第13条第3項第9号」を「第20条第3項第10号」に改め、同条第27号の17を同条第27号の22とし、同条第27号の16を同条第27号の21とし、同条第27号の15中「(平成14年法律第88号)」を削り、同号を同条第27号の20とし、同条第27号の14を同条第27号の19とし、同条第27号の13の次に次の5号を加える。

(27) の14 農業を営むために条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(条例第20条第3項第11号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

(27) の15 森林の整備及び保全を図るために条例第20条第3項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

(27) の16 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第20条第3項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

(27) の17 宅地内に木竹を植栽すること。

(27) の18 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第23条第28号の前に次の4号を加える。

(27) の23 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第20条第3項第13号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(条例第20条第3項第13号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

(27) の24 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

(27) の25 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(27) の26 家畜を係留放牧すること(条例第20条第3項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第23条第30号から第33号までを削り、同条第34号を同条第30号とする。

第23条の2第1項中「第15条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 行為の目的

(3) 行為地及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

第24条中「第15条第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に、「海面」を「海域」に改める。

第25条中「第13条第5項」を「第20条第5項」に、「第15条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第26条中「第15条第7項第3号」を「第22条第7項第3号」に、同条第1号中「第11号の4」を「第11号の5」に改める。

第26条の2中「第20条第3項第3号」を「第27条第3項第3号」に改める。

第26条の3中「第21条第1項」を「第28条第1項」に、「第24条」を「第31条」に改める。

第26条の4中「第23条」を「第30条」に、「第24条」を「第31条」に改める。

第26条の5中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、同条第2号から第4号までの規定中「第27条各号」を「第34条各号」に改める。

第27条中「第17条第3項、第18条第3項若しくは第32条第4項又は第17条第2項(第20条において準用する場合を含む。)」を「第16条第2項、第24条第3項、第26条第3項又は第39条第4項」に改め、「別記第28号様式、別記第29号様式又は別記第30号様式」を削る。

第28条中「第33条第3項」を「第40条第3項」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第10条関係)

県立自然公園事業執行同意(認可)申請書

和歌山県立自然公園条例第10条第2項(第3項)の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園内において、\_\_\_\_\_事業を執行したいので協議(申請)します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

公園施設の種類			
公園施設の位置			
公園施設の規模・構造			
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者 _____)	
	料金徴収	有(標準的な額 _____) 無	
	供用期間	通年 季節(供用期間 _____)	
公園施設の供用開始の予定年月日	年	月	日
工事施行の予定期間	年	月	日 着工
	年	月	日 完了
備考			

備考

- 1 添付書類(協議にあつては、(1)、(2)、(6)から(10)まで及び(13)を除く。)
  - (1) 個人にあつては、住民票の写し
  - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
  - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
  - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
  - (5) 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
  - (6) 法人にあつては、定款又は規約
  - (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
  - (8) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
  - (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (10) 事業資金を調達することができることを証する書類

- (11) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面
- (12) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- (13) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (14) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

## 2 注意

- (1) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (2) 「公園施設の位置」欄には市郡、町村、大字、小字及び地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。
- (3) 「公園施設の規模・構造」欄については、次の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
  - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
  - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- (4) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては、標準的な額
  - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
- (5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
  - イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
  - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式(第12条関係)

県立自然公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書

和歌山県立自然公園条例第10条第6項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_事業の執行の同意を得た(認可を受けた)内容を変更したいので、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 及び名称並びに代表者の氏名(記名押印  
 又は代表者の署名))

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事項	変更前	変更後
	公園施設の種類		
	公園施設の位置		
	公園施設の規模・構造		
	公園施設の管理 又は経営方法	経営方法	
料金徴収			
供用期間			
変更しようとする年月日	年 月 日		
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了		
変更を必要とする理由			
備考			

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 別記第1号様式の添付書類(5)及び(11)から(14)までに掲げる書類のうち、変更の内容に係るもの(協議にあつては、(13)を除く。)

2 注意

- (1) 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。

- と。
- (3) 「変更の内容」欄には、同意を得た（認可を受けた）事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
  - (4) 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、次の事項を記載すること。
    - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
    - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては、標準的な額
    - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつては、その供用期間
  - (5) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
    - ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
    - イ 当該公園施設の変更等（変更に伴う工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
    - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
  - (6) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
  - (7) 不要の文字は、抹消すること。
  - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式(第13条関係)

県立自然公園事業の内容の軽微な変更届

和歌山県立自然公園条例第10条第9項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園\_\_\_\_\_事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 第 号		
公園施設の種類				
変更の内容	事項	変更前	変更後	
	氏名(名称又は代表者の氏名)及び住所			
	公園施設の管理又は経営方法	受託者		
		標準的な額		
		供用期間		
	供用予定年月日	年 月 日	年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	年 月 日 着工 年 月 日 完了		
変更した年月日	年 月 日			
変更を必要とした理由				
備考				

備考

- 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」及び「公園施設の種類」欄には、当該事業の執行の同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - イ 料金を徴収する場合の標準的な額
  - ウ 季節供用する場合の供用期間
- 不要の文字は、抹消すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式の2を削る。

別記第4号様式から別記第17号様式までを次のように改める。

別記第4号様式(第14条関係)

法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継同意(承認)申請書

和歌山県立自然公園条例第12条第1項の規定により、\_\_\_\_\_が執行する\_\_\_\_\_県立自然公園\_\_\_\_\_事業を承継したいので、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 印  
(記名押印又は代表者の署名)

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	年 月 日
合併(分割)した理由	
備考	

備考

- 1 添付書類(協議にあつては、(2)及び(3)に限る。)
  - (1) 合併法人等の定款又は規約及び登記事項証明書
  - (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
  - (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
  - (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
- 2 注意
  - (1) 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
  - (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
  - (4) 不要の文字は、抹消すること。
  - (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第5号様式(第14条関係)

相続による県立自然公園事業の承継申請書

和歌山県立自然公園条例第12条第2項の規定により、\_\_\_\_\_が執行していた\_\_\_\_\_  
 県立自然公園\_\_\_\_\_事業を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印

執行の認可を得た年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
相続人の氏名及び住所 並びに被相続人との続柄	続柄
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
備考	

備考

1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

2 注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第6号様式(第15条関係)

県立自然公園事業の休止(廃止)届

和歌山県立自然公園条例第13条の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園\_\_\_\_\_事業  
を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名(記名押印  
又は代表者の署名)〕

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 ( 年 月 日)
休止中(廃止後)の公園 施設の管理方法(取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

2 注意

- (1) 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には、全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
  - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第7号様式(第16条関係)

県立自然公園事業の執行同意(認可)失効届

和歌山県立自然公園条例第14条第2項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園\_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_事業執行の同意(認可)が失効したため、次のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 及び名称並びに代表者の氏名(記名押印  
 又は代表者の署名))

執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備考	

備考

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2 注意

- (1) 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意回答書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式から別記第17号様式まで 削除

別記第18号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(3)中「附近」を「付近」に改め、同様式備考2(7)中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第19号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「林令」を「林齢」に、「平均樹令」を「平均樹齢」に、「伐採設備」を「関連行為の概要」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(4)を次のように改める。

(4)「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等の申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第19号様式備考2中(7)を(8)とし、同様式備考2(6)中「附近」を「付近」に、「伐採設備」を「関連行為の概要」に改め、同様式備考2中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(5)「伐採跡地の取扱」欄には、伐採後の植栽計画(年次、樹種、施行方法等)等を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

別記第19号様式の次に次の1様式を加える。

別記第19号様式の2(第22条関係)

特別地域内高山植物等(木竹又は木竹以外の植物)の採取(損傷)許可申請書

和歌山県立自然公園条例第20条第3項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園の特別地域内における高山植物等の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

目 的		
場 所	和歌山県、市郡、町村、大字、小字、地番	地 目
行 為 地 及 び その付近の状況		
採 取 ( 損 傷 ) 物 の 種 類		
施 行 方 法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000分以上の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「\_\_\_\_\_県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は、抹消すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記入すること。
- (3) 「採取(損傷)方法」には、使用器具の名称、採取(損傷)部分等を記入すること。
- (4) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する予定となつ

ている場合、時期及び場所等の詳細を記入すること。

- (5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。なお、土地所有関係についても記入すること。また、以前県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨及び許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第20号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第21号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改める。

別記第22号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第22号様式の2中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第23号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第24号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第24号様式の2を次のように改める。

別記第24号様式の2(第22条関係)

特別地域内木竹以外の植物の植栽(播種)許可申請書

和歌山県立自然公園条例第20条第3項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園の特別地域内における木竹以外の植物の植栽又は播種の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名(記名押印又は署名) 印  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名))

目 的		
場 所	和歌山県、市郡、町村、大字、小字、地番	地 目
行 為 地 及 び その付近の状況		
植 栽 ( 播 種 ) する植物の種類		
施 行 方 法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1:1,000以上の平面図
- (4) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

## 2 注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は、抹消すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種する植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで。）を記入すること。
- (4) 「管理方法」欄には、植栽又は播種する植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物を再度植栽・播種する場合、場所等の詳細を記入すること。
- (6) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。なお、土地所有関係についても記入すること。また、以前県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨及び許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入すること。
- (7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第24号様式の3中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「高山植物等の採取(損傷)」を「動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第24号様式の3の次に次の1様式を加える。

別記第24号様式の4 (第22条関係)

特別地域内動物の放出 (家畜の放牧を含む。) 許可申請書

和歌山県立自然公園条例第20条第3項の規定により、\_\_\_\_\_県立自然公園の特別地域内における動物の放出 (家畜の放牧を含む。) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所及び氏名 (記名押印又は署名) 印  
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名))

目 的		
場 所	和歌山県、市郡、町村、大字、小字、地番	地 目
行 為 地 及 び その付近の状況		
動物 (家畜) の種類		
施 行 方 法	動物 (家畜) の 数量 (頭数)	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「\_\_\_\_\_県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は、抹消すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (3) 「動物 (家畜) の種類」欄には、放出する動物 (家畜) の種類 (亜種である場合は、亜種レベルま

で。)を記入すること。

- (4) 「管理方法」欄には、放出する動物（家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- (5) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。なお、土地所有関係についても記入すること。また、以前県立自然公園条例の許可を受けたものにあつては、その旨及び許可処分の日付及び番号、付された条件等を記入すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第25号様式中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第25号様式の2中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考1(1)中「50,000分の1」を「25,000分の1」に改め、同様式備考2(2)中「附近」を「付近」に改める。

別記第26号様式中「第13条第5項、第6項及び第7項(第15条第1項)」を「第20条第5項、第6項及び第7項(第22条第1項)」に改め、同様式備考1中「第13条第7項」を「第20条第7項」に、「附近」を「付近」に改め、同様式備考3中「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第27号様式から別記第30号様式までを次のように改める。

## 別記第27号様式(第27条関係)

この証明書を携帯する者は、和歌山県立自然公園条例  
第16条第1項に規定する立入検査等を行う職員  
第24条第2項に規定する立入検査等を行う職員  
第26条第2項に規定する指示をすることができる職員  
第39条第1項に規定する実地調査のために立ち入り、標識の設置等を行う職員  
である。

第 号

所 属  
職 名 氏 名

## 身 分 証 明 書

年 月 日 交付

和歌山県知事 印

## 和歌山県立自然公園条例(抄)

## (報告徴収及び立入検査)

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (報告徴収及び立入検査)

第24条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第3項の規定による許可を受けた者又は第22条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第20条第3項、第22条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第20条第3項各号若しくは第22条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## (利用のための規制)

第26条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を

捨て、又は放置すること。

(2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でご引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(実地調査)

第39条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2) ～ (4) (省略)

(5) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第26条第1項第1号に掲げる行為をした者

(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(8) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考

不要な文字は、抹消すること。

別記第28号様式から別記第30号様式まで 削除

別記第31号様式中「第20条第3項」を「第40条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

#### 和歌山県規則第49号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則（昭和49年和歌山県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号ウ（サ）中「第9号及び第15条第8号」を「第12号及び第15条第11号」に改め、同号ウ（マ）中「第4条第4項」を「第14条第4項」に改め、同条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第14条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第15条第10号中「第7号」を「第10号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第7号から第9号までを3号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- コ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- サ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの

- ア 森林の整備及び保全を図るために条例第14条第1項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（条例第14条第1項第8号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの

- ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第14条第1項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第14条第1項第9号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの

(ア) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(イ) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第19条第1号中「第9号」を「第12号」に改める。

第23条中「第16条第5項第3号」を「第16条第7項第3号」に改める。

第24条中「第16条第5項第4号」を「第16条第7項第4号」に改め、同条第6号イ中「第15条第8号ウ」を「第15条第12号ウ」に改める。

第25条第2項中「とる」を「執る」に改める。

別記第1号様式別紙6中「(伐採、損傷)」を「伐採」に改め、同様式中別紙8を別紙11とし、別紙7を別紙10とし、別紙6の次に次のように加える。

## 別紙7

行為の種類	木竹の損傷	
目的		
場所	県、市郡、町村、大字、小字、地番	
行為地及びその付近の状況		
損傷物の種類		
施行方法	数	量
	方	法
予定日	着	手
	完	了
備考		

## 別紙8

行為の種類	植物の植栽、播種		
目的			
場所	県、市郡、町村、大字、小字、地番		
行為地及びその付近の状況			
施行方法	面	積	
	種	類	
	数	量	
	方	法	
	管	理	方
予定日	着	手	
	完	了	
備考			

## 別紙9

行 為 の 種 類	動物の放出	
目 的		
場 所	県、市郡、町村、大字、小字、地番	
行 為 地 及 び その付近の状況		
施 行 方 法	動 物 の 種 類	
	放 出 数 量	
	放 出 の 方 法	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

別記第1号様式備考1中「別紙8」を「別紙11」に改め、同様式備考2(1)中「5万分の1」を「2万5千分の1」に改め、同様式備考3(2)中「不用」を「不要」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

別記第2号様式備考1中「別紙7」を「別紙11」に改め、同様式備考2中「5万分の1」を「2万5千分の1」に改める。

別記第3号様式備考1中「別紙7」を「別紙11」に改め、同様式備考2(1)中「5万分の1」を「2万5千分の1」に改める。

別記第5号様式備考1中「別紙7」を「別紙5」に改め、同様式備考2(1)中「5万分の1」を「2万5千分の1」に改める。

別記第6号様式(裏)を次のように改める。

(裏)

<p>和歌山県自然環境保全条例(抄) (中止命令等)</p> <p>第17条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第14条第1項の規定に違反し、若しくは同条第5項(第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。</p> <p>3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第25条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 (1) 第14条第1項又は第15条第3項の規定に違反した者 (2) 第14条第5項(第15条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者</p> <p>第27条 第16条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記第7号様式(裏)中「および検査」を「及び検査等」に、「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

別記第8号様式(裏)中「一に」を「いずれかに」に、「20万円」を「30万円」に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第722号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成21年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成21年度経営状況

1 事業実績	(単位:千円)
加入都道府市区町村会員数	688会員
加入戸数	881,650戸
共済委託契約金額	7,868,731,286
火災共済掛金	1,066,939
被災戸数	242戸
火災共済給付金	283,274
特定給付金	16,644
復興建築助成戸数	126戸
復興建築助成金	61,551

住宅災害見舞戸数	641戸
住宅災害見舞金	37,740
住宅防火施設整備補助会員数	211会員
住宅防火施設整備補助金	107,891
2 貸借対照表(平成22年3月31日現在)	(単位:千円)
I 資産の部	
1 流動資産	687,983
2 固定資産	
(1) 特定資産	
①異常危険準備金資産	2,913,967
②その他特定資産	1,702,454
(2) その他固定資産	366,320
資産合計	5,670,724
II 負債の部	
1 流動負債	609,680
2 固定負債	3,042,682
負債合計	3,652,362
III 正味財産の部	
正味財産合計	2,018,362
負債及び正味財産合計	5,670,724

## 和歌山県告示第723号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

## 2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会場 区分	講習 種別	講習 日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
田辺 第1	1	平成22年9月27日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
田辺 第2	3	平成22年9月27日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦 第1	1	平成22年9月28日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	那智勝浦町天満441番地
那智勝浦 第2	3	平成22年9月28日	午後1時30分から	同上	同上
有田 第1	1	平成22年10月14日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27番地
有田 第2	2	平成22年10月14日	午後1時30分から	同上	同上

有田第3	3	平成22年10月15日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第1	1	平成22年10月27日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第2	2	平成22年10月27日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第3	3	平成22年10月28日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第4	1	平成22年10月28日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第5	2	平成22年10月29日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第6	3	平成22年10月29日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料  
受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円をはり付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所  
受講申請書は、平成22年9月7日（火）から同月9日（木）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。
- 5 受講対象者  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間  
(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間  
(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び和歌山県総務部危機管理局消防保安課に問い合わせること。

#### 和歌山県告示第724号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成21年度地籍調査事業計画（平成21年和歌山県告示第414号）の一部を、次のとおり変更した。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項 目	変 更 前	変 更 後
調 査 地 域	郡 市 名	和歌山市
	町 村 名	

	調査地域名	平井の一部 井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部	井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部
調査期間		平成21年4月1日から平成22年6月30日まで	平成21年4月1日から平成23年3月31日まで

## 和歌山県告示第725号

平成15年和歌山県告示第1100号（屋外において集積し、又は貯蔵することを規制する物）の一部を次のように改正し、平成22年7月1日から実施する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「第13条第3項第6号」を「第20条第3項第7号」に改める。

## 和歌山県告示第726号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072400140	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番8	良原昌子	田辺市社会福祉協議会大塔事業所(三川)	田辺市向山354-1	通所介護・介護予防通所介護	平成22.3.23
3070100049	株式会社春風会	和歌山市和歌浦東四丁目3番51号	三木拓哉	春風会かたおなみ	和歌山市和歌浦東四丁目3番51号	通所介護・介護予防通所介護	平成22.3.31
3071300366	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	寺田大輔	ニチイケアセンター紀北	橋本市高野口町伏原267-1	居宅介護支援	平成22.3.31
3071200053	社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	榎本太郎	根来山荘ケアプランセンター	岩出市西国分668	居宅介護支援	平成22.3.31
3072400785	さくらケアサービス株式会社	大阪府堺市堺区出島海岸通三丁目3番10号	中野勝行	さくらケアセンター白浜	西牟婁郡白浜町2406番1号	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成22.3.31
3070103134	株式会社春風会	和歌山市和歌浦東四丁目3番51号	三木拓哉	春風会すなやま	和歌山市湊507-4	居宅介護支援	平成22.4.30
3070106723	和歌山福祉救急移送株式会社	和歌山市園部1542番地2	穂谷一祥	ケアプランセンター大地	和歌山市六十谷35-10	居宅介護支援	平成22.4.30
3071000172	株式会社幸	大阪府富田林市錦織南2-25-8	光山敬子	ヘルパーステーション幸	橋本市隅田町山内1914-2	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.4.30

30716007 99	株式会社ウィン コーポレーショ ン	和歌山市十三番 丁39番地	村垣昭二	デイサービス センターせい がの森	有田郡広川町山 本1873-1	通所介護・介 護予防通所介 護	平成 22. 5. 1
30701059 64	社会福祉法人和 歌山市仏教厚生 会	和歌山市下和佐 346-1	中谷幸子	ヘルパーステ ーション和光 院	和歌山市下和佐 346-1	訪問介護・介 護予防訪問介 護	平成 22. 5. 31
30701059 80	社会福祉法人和 歌山市仏教厚生 会	和歌山市下和佐 346-1	中谷幸子	養護老人ホーム 和光院	和歌山市下和佐 346-1	特定施設入居 者生活介護・ 介護予防特定 施設入居者生 活介護	平成 22. 5. 31
30124106 96	財団法人白浜医 療福祉財団	西牟婁郡白浜町 1447番地	水本雄三	(財)白浜医 療福祉財団西 富田クリニッ ク	西牟婁郡白浜町 才野1番地	居宅介護支援	平成 22. 5. 31
30624900 28	財団法人白浜医 療福祉財団	西牟婁郡白浜町 1447番地	水本雄三	(財)白浜医 療福祉財団訪 問看護ステー ションたんぼ ぼ	西牟婁郡白浜町 1447番地	居宅介護支援	平成 22. 5. 31

## 和歌山県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田薬 15-10	松屋薬局	田辺市神子浜二丁目22-25	平成 22. 4. 30

## 和歌山県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 54-22	松屋薬局	田辺市神子浜二丁目21-21	平成 22. 5. 1
海南医 112-22	いくこレディースクリニック	海南市日方1500-22	平成 22. 3. 1
橋歯 38-22	おかだ歯科クリニック	橋本市市脇1-46-3	平成 22. 6. 1

## 和歌山県告示第729号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、三谷井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員(平成22年4月20日退任)

職名	氏名	住所
理事	外山令子	伊都郡かつらぎ町大字寺尾332番地

## 和歌山県告示第730号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成22年5月25日退任)

職名	氏名	住所
理事	後呂豊	西牟婁郡白浜町日置982番地の23
理事	平雅夫	田辺市中三栖638番地の2
理事	松本崇	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木3618番地
理事	小野重平	西牟婁郡白浜町田野井470番地
理事	東俣	西牟婁郡白浜町向平164番地
理事	野久保太一郎	田辺市上秋津3747番地
理事	前嶋榮次	西牟婁郡白浜町矢田118番地の4
理事	平田真一	田辺市下万呂1040番地
理事	那須輝也	田辺市上三栖1250番地
理事	中橋隆夫	西牟婁郡白浜町安宅212番地
理事	瀧川洋	西牟婁郡白浜町塩野40番地
理事	横尾泰行	田辺市中三栖1556番地
理事	須本修平	西牟婁郡白浜町塩野6番地
理事	尾崎春己	西牟婁郡白浜町安宅369番地の8
理事	藤裏富治男	西牟婁郡白浜町口ヶ谷642番地の2
監事	成川宗藏	有田市宮原町道232番地
監事	知原弘	西牟婁郡白浜町田野井828番地
監事	裏垣壽男	田辺市中三栖1870番地の1

2 就任した役員(平成22年5月26日就任)

職名	氏名	住所
理事	廣畑幸男	田辺市中三栖1134番地
理事	細尾制吒	田辺市中三栖1205番地
理事	後呂豊	西牟婁郡白浜町日置982番地の23
理事	小野重平	西牟婁郡白浜町田野井470番地
理事	宮前博	西牟婁郡白浜町日置1050番地
理事	藤裏絹代	西牟婁郡白浜町堅田2578番地の347
理事	野久保太一郎	田辺市上秋津3747番地
理事	栗山圭治	西牟婁郡白浜町大古612番地

理事 平田真一 田辺市下万呂1040番地  
 理事 那須豊平 田辺市長野316番地  
 理事 中橋隆夫 西牟婁郡白浜町安宅212番地  
 理事 中村廣司 田辺市下三栖1164番地  
 理事 瀧川洋 西牟婁郡白浜町塩野40番地  
 理事 須本修平 西牟婁郡白浜町塩野6番地  
 理事 尾崎春己 西牟婁郡白浜町安宅369番地の8  
 理事 田中幹雄 田辺市中三栖1590番地  
 監事 平雅夫 田辺市中三栖638番地の2  
 監事 那須実 田辺市中三栖200番地の2  
 監事 裏垣壽男 田辺市中三栖1870番地の1

和歌山県告示第731号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
	4001		平成22.6.2	和歌山県有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	和歌山県有田郡有田川町庄491

和歌山県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
御坊市塩屋町北塩屋字矢田口2196番2地先から同市塩屋町北塩屋字千原1860番1地先まで	旧	7.00 } 11.00	810.00	
同上	新	7.00 } 11.00	810.00	
同上	新	12.00 } 51.00	740.00	

## 和歌山県告示第733号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 425号

供用開始の区間 御坊市塩屋町北塩屋字矢田口2196番2地先から同市塩屋町北塩屋字千原1860番1地先まで

供用開始の期日 平成22年6月30日

## 和歌山県告示第734号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年6月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3073	岩出市吉田字梓ノ内301番1の一部、302番1の一部、304番3、水路	和歌山市手平四丁目6番70号 国土建設株式会社 代表取締役 瀧敏秀	平成 22. 6. 21	6. 00	119. 17

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
全国小売酒販政治 連盟和歌山県支部	主たる事務所の所在地	和歌山市駿河町42番地 2階	和歌山市岩橋624	平成 22. 5. 31	政治団体	
	代表者	山根平一	北勝之	平成 22. 5. 31	政治団体	
自由民主党和歌山 県医療会	代表者	寺下浩彰	青木敏	平成 22. 6. 10	政党支部	
和歌山県医師連盟	代表者	寺下浩彰	青木敏	平成 22. 6. 10	政治団体	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、

同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
藤井昭雄後援会	岩本美佐治	平成 22. 5. 25	平成 22. 5. 25
尾崎弘一後援会	辻琢男	平成 22. 6. 2	平成 22. 6. 2

**和歌山県選挙管理委員会告示第88号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

## 政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤井昭雄後援会	
報告年月日	平成22年5月25日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤井昭雄後援会		
報告年月日	平成22年5月25日		
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
1 収入総額	0		
ア 前年繰越額	0		
イ 本年収入額	0		
2 支出総額	0		
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)			

## 政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤井昭雄後援会	
報告年月日	平成22年5月25日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	0	
ア 前年繰越額	0	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

## 政治団体の収支報告書(平成21年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	尾崎弘一後援会	藤井昭雄後援会	
報告年月日	平成22年3月15日	平成22年5月25日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
国会議員関係政治団体の区分			
公職の候補者の氏名			
公職の候補者に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

## 政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	藤井昭雄後援会	尾崎弘一後援会	
報告年月日	平成22年5月25日	平成22年6月2日	
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
国会議員関係政治団体の区分			
公職の候補者の氏名			
公職の候補者に係る公職の種類			
1 収入総額	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	
イ 本年収入額	0	0	
2 支出総額	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)	

## 和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新堀行雄後援会	中畑光雄	関本俊彦	伊都郡かつらぎ町笠田東37番地5	平成 22.5.24
藤井昭雄後援会	駒澤武義	藤井千春	伊都郡かつらぎ町佐野761-1	平成 22.5.26
いちごいち会	竹内功	竹内晃代	和歌山市太田30の4	平成 22.5.28
きのくに政経懇話会	真砂充敏	廣畑宏和	田辺市中辺路町栗栖川291-136	平成 22.6.1
小田章後援会	杉本勝徳	南公平	和歌山市匠町32	平成 22.6.9

## 和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
竹内功	和歌山市議会議員	いちごいち会	和歌山市太田30の4	竹内功	平成 22.5.28

## 和歌山県選挙管理委員会告示第91号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加える。

別記第1号様式その1備考2及び別記第2号様式その1備考2中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第3号様式その1中「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第4号様式その1中「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改める。

別記第5号様式その1中 「

車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
-------------	--------	-------	----

」

を 「

車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
-----------------------	--------	-------	----

」 に改め、同様式その2中

「

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
---------	---------------------------	-------	--------	----

」 を 「

燃料供給年
-------

」

「

月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
----	---------------------------------	-------	--------	----

」 に改め、同様式その2備考1中「ア

ラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字」を加え、同様式その2備考2及び3中「自動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

別記第7号様式その1備考1中「アラビア数字」の次に「又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下

のアラビア数字」を加え、同様式その1（別紙）その2（2）の表中 「

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号
-------	---------------------------

」

「

販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
---------	----------	------	----

」 を 「

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)
-------	---------------------------------	---------

」

「

)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
---	----------	------	----

」 に改め、同様式その1（別紙）その2（2）の表備考3及び4中「自

動車登録番号」の次に「又は車両番号」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。